

令和2年第4回定例会
(第2日目)

津別町議会会議録

令和2年第4回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和2年6月9日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和2年6月19日 午前10時00分

閉会日時 令和2年6月19日 午後2時00分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐藤久哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠原 眞稚子	○	○	6	渡邊 直樹	○	○
2	小林 教行	○	○	7	山内 彬	○	○
3	村田 政義	○	○	8	巴 光政	○	○
4	乃村 吉春	○	○	9	佐藤 久哉	○	○
5	高橋 剛	○	○	10	鹿中 順一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮 管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	小泉 政敏	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
産業振興課長	小泉 政敏	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 山内 彬 8番 巴 光政
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	承認	8	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度津別町一般会計補正予算 (第3号)について)	
5	議案	38	津別町税条例の一部を改正する条例の制 定について	
6	〃	39	津別町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について	
7	〃	40	津別町手数料徴収条例の一部を改正する 条例の制定について	
8	〃	41	津別町介護保険条例の一部を改正する条 例の制定について	
9	〃	42	津別町堆肥製造施設条例の一部を改正す る条例の制定について	
10	〃	43	津別町市街地総合再生基本計画策定委員 会設置条例を廃止する条例の制定につい て	
11	〃	44	契約の締結について(下水道管理センタ ー受変電設備更新工事)	
12	〃	45	財産の取得について(移動式書架備品)	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	46	令和2年度津別町一般会計補正予算(第4号)について	
14	〃	47	令和2年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
15	〃	48	令和2年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
16	〃	49	令和2年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
17	〃	50	令和2年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
18	発議	4	津別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
19	意見書案	1	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について	
20	〃	2	地方財政の充実・強化を求める意見書について	
21	〃	3	令和2年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
22	〃	4	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について	
23	報告	2	繰越明許費の繰越しについて(津別町一般会計)	

日程	区分	番号	件名	顛末
24	報告	3	事故繰越しの繰越しについて（津別町一般会計）	
25	〃	4	津別町簡易水道事業特別会計予算の繰越しについて	
26	〃	5	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
27	〃	6	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
28	〃	7	株式会社相生振興公社の経営状況について	
29	〃	8	例月出納検査の報告について（令和元年度1月分、2月分、3月分、4月分、令和2年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 山 内 彬 君 8 番 巴 光 政 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日の報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した点につきお尋ねいたします。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、私たちの生活は大きく変わりました。経済活動の大幅な制限やイベントの中止、外出自粛による経済全体の落ち込みなど、影響は計り知れません。

緊急事態宣言は解除され、新しい日常が始まりましたが、新型コロナウイルスが収束するには数年かかると言われております。

経済や生活の立て直しとともに、ウィズコロナ、アフターコロナの時代をどう生きていくかということが課題になっております。

そこで次の質問をいたします。緊急事態宣言解除を受けて、町民の生活の安全や安心をどう確保していくか。

新しい生活様式の定着化により、地域経済にも大きな影響が続くと思われるが、今後どのような支援策を考えておられるのか。

介護保険料、国民健康保険税の減免と、固定資産税、水道料の支払い猶予等の考え方について。

4 番目は、津別町出身の困窮している学生に対し、町としてどのような支援を考えておられるのか。

以上について町長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは新型コロナウイルス感染症対策についてご質問がございましたので、お答え申し上げます。

はじめに、緊急事態宣言の解除による今後の町民生活の安全・安心の確保についてでありますけれども、新型コロナウイルスの感染状態は、これまで国、北海道、市町村、そして全国民が経験したことのない大変な事態となりましたが、それぞれの立場でさまざまな対応を行いながら緊急事態宣言の解除へと向かうことができたものと考え

えます。

今後は、コロナと共存する「ウィズコロナ」の時代に入ると言われており、コロナとの戦いは長期戦になると想定されています。これまで国、北海道、市町村が行ってきた対策は、今後も状況に応じて継続していかなければなりません、やはり町民一人一人が北海道が提唱する「北海道スタイル」という「新しい生活様式」を実践していくことが、最も重要なことであると考えます。

いずれ治療薬やワクチンが開発されると思いますが、専門家からはこの冬、再び感染が拡大するとも言われていることから、引き続き町民の皆さんに対し感染を予防する行動を呼びかけるとともに、マスク等必要な対策物資の確保を行っていく考えであります。

次に、新しい生活様式の定着化により、地域経済に大きな影響が続く場合の支援策についてですが、巴議員や渡邊議員への答弁と重なりますが、新型コロナウイルス感染症関連の経済対策については、国内全体の問題であることから、基本的には国が対応を講じる主体であると考えます。国の第2次補正予算案において新たな経済対策が打ち出されていますが、今後の情勢によってはさらなる対策が打ち出されるものと思われれます。こうした動きと内容を承知した上で、津別町として行える支援策について検討していく考えです。

現在、新しい生活様式に対応するため、国においては感染症で影響を受ける事業者の販路拡大やインターネット販売などの取り組みに対する「持続化補助金」や、北海道では北海道スタイルへの対応として、感染拡大防止や消費促進などに対応する経費の支援策が出されています。町内の事業者におかれましても、こうした支援策を活用し、町民の新たな日常に対応していただきたいと思えます。

次に、介護保険料、国民健康保険税の減免と固定資産税、水道料の支払い猶予等についてですが、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料につきましては、各該当する委員会でもご説明しましたが、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、それぞれ免除等を行うこととされたことから、今議会において議案第38号、39号、41号にて条例改正案を提出しておりますので、こちらで説明をさせていただきたいと思えます。なお、固定資産税に係る支援につきましては、令和3年の国による

固定資産税の減免に先駆け、現在、国の第1次補正予算を活用し 200 万円を上限に固定資産税相当額を支援する製造業持続化応援支援金給付事業を行っているところです。

水道料につきましては、条例等に支払い猶予の規定はありませんが、これまでも相談を受けた場合は、その内容によって対応しており、仮に滞納が続いたとしても安易に水道を休栓することはしておりませんので、コロナに限らず相談していただきたいと思います。

次に、困窮している学生への支援についてですが、国の第2次補正予算では、家計が苦しくなり学業の継続が困難になっている学生を支援するため、学校側が授業料等の減免を行った場合、国立大学や高等専門学校には減免額の全額、私立大学などには3分の2が補助されます。また、各大学等においてもそれぞれ独自の支援が行われているところです。

さらに、家庭から自立しアルバイト収入により生活を賄い、その収入が大幅に減少した学生に対しては、文部科学省において「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」を創設し、全国で約 43 万人の学生に対し 10 万円から 20 万円が支給されることになっています。

津別町としましては、こうしたお金による支援ではなく、Kニット津別工場が製作する布マスクと町の特産品を添えて激励することを現在検討しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原真稚子さん。

○1 番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 1 番目の緊急事態宣言解除に向けて、町民の生活の安心・安全というようなことで、ちょっと漠然としていたかなと思いますけども、やはり私たちの生活を守るというのは、物資も含めて両面なのかなと思いましたが、今、盛んに新生活スタイルだとか、そういうことで道からもいろんな項目、住民が守るようなこととか、あと事業所が守る約束事みたいなものが言われていますけども、個々の健康上の管理というのは、行政でなく自分たちがいろんなことを気を付けていかなければならないということは大前提なのですが、普段の生活とは違ったいろんな情報がきちっと理解できて、そういうふうにして沿ってやっていけば何ら問

題はないのかなというふうなこともあるのですが、適時いろんな場を設けて、町民の安全に町もこういう配慮をしているとか、こういうお知らせをしているということは、ちょっとしつこいぐらい目についてもいいのではないかとというふうに私は考えています。漠然と生活様式が変わるんだと言われていても、なかなか具体的にじゃあ何をどういうふうにするかというようなことがきちっと浸透しているのかどうかというふうになると、マスクはみんな以前のコロナの問題が生じた時の2月、3月よりは、あるいは、だんだん今のほうが町民全体がマスクをしている割合が高かったんじゃないかと、これは徹底してきていると思いますけども、折に触れて、そういうような注意喚起というか、そういうことが必要じゃないかなと考えたので、1番目の質問としました。

これからもずっと続くということなんですけども、やはり町民向け健康管理の状態とか、そんなようなことに対して今具体的に、これからまたさらにマスクを町民全体に配るということもありますけども、それ以外で何か新たに考えているようなことがあれば、お話ししていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 新たにと言いますか、それはこの後、また全員協議会の中で考えていることについては提案させていただくことになっておりますので、そこでまたいろいろご意見を伺いたいと思います。

やはり問題は、今言われている国のほう、あるいは北海道でも北海道スタイルという表現をされておりますけれども、新しい生活様式というのは一体何なのかということが一番大事だろうと思います。それがどの程度広がっていくかということが重要であると思います。国のほうの実践例という中には、たくさんいろいろ出ております。例えば一人一人の基本的感染対策としてはこうですと、それから日常生活を営む上での基本的な生活様式はこうですと、日常生活の各場面別の生活様式はこうですと、場面別というのは買い物だとか娯楽、スポーツ、あるいは公共交通機関を利用するとき、それから食事、冠婚葬祭など、こういったときにどういう対応をしていったらいいのかというのが事細かに書かれています。働き方の新しいスタイルというのも出ているわけですが、大まかに4項目にわたって、それぞれ書かれてい

ます。何メートル空けるだとか、そういうことも含めてありますので、こういったことを、これが新しい生活様式なんだということを、やっぱり一般的には広報になりますけども、そういったものを通じて、これからも伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 今、この質問をするときに、ちょっと北海道が新しい生活様式というのはこういうことだということで、実践をお願いしますというふうな知事のメッセージがあって、それは七つか八つぐらいだったのですが、なかなかそこまでいけなく、ちょっと早口になりますけども、ソーシャルディスタンスとか2メートル離れるとか、2メートルはまあいいけど1メートルだとか、あるいは手を洗うとか、咳エチケット、換気をしましょう、三つの密を避けましょうだとか、それから食事はテイクアウトをしようだとか、そんなようなこと、あとは上手にオンラインを使いましょうとかというふうになってくると、なかなか全部がうまくいくかどうかちょっと疑問でもあるのですが、そういう情報が常に目に触れる状況であればいいのですが、そうでないようなところで、今町長がおっしゃったように広報を通じてというふうなことで、やはり紙媒体や何かでそういう喚起を促すというのはすごく大事なことだと思いますし、例えば公民館の掲示板だとか、そういう掲示できるようなところに、それとなく注意を喚起するようなことがあればいいかなと私は感じていますので、そのようなことをお願いしたいと思います。

事業者の皆さまにも七つのポイントの取り組みをというふうなことも出ておりました。そこも全部お願いとかそういうことは難しいかもしれませんが、例えば今度の新しいお買い物何とかのポスターもまた新しいのができて、その中にも生活様式に対する注意というか、こういうことに気をつけましょうというのが数行あったりして、そういうことで改めて自分の今の生活を見直していくということもあるのではないかと思いますので、大きくそのことが、また別な仕事みたいにしてずっとあると、ちょっと大変かなと思いますけども、やっぱり町民の目に触れるような広報の仕方というのをこれからもお願いしたいと思います。

大きな①、最初の町民の安心・安全についてまだ何かございましたら、お話しして

いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） おっしゃったように、まずは新しい生活様式、これが感染しないための生活様式になってきますので、それを十分伝えていくというふうにしたいと思います。国のほうでも、先ほど議員からも公共施設に掲示も含めてのお話がありましたけども、新たなピクトグラムもつくられてきていますので、そういったものも要所要所に貼りだすというようなことも、これから必要になってくると思います。目でマークを見て、そういえばそうだったなということを思い出してもらいながら進めてまいりたいと思います。

道のほうは、大きく项目的にどんとあるのですが、国のほうの部分については、相当詳しく出ています。例えば、食事何かも持ち帰りや出前、デリバリも使いましようとか、屋外空間で気持ちよく食べましようとか、大皿は避けて料理は個別にとか、対面ではなく横並びで座りましようとか、料理に集中し、おしゃべりは控え目にしましようとか、それからお酌、グラス等、おちょこの回し飲みは避けましようだとか、事細かにいろんなことが書かれておりますので、こういったことはインターネットの中で既に配信されておりますけれども、持っていない方は、それを目にすることはないとしますので、広報等を通じてお伝えしてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 国のガイドラインにびっしり書かれていて、読み切るのも大変というような、事細かにそれぞれの省庁や何かで出されているものもあるかなと思いますけども、まず足元の町民が何かに触れて、そう感じるとか、自分の生活を見直していくということの喚起になればいいかなと思いますので、今おっしゃられたような場所で、ふと気づくようなことを継続的にしていただければと思います。

二つ目の新しい生活の定着化ということで、経済に影響を及ぼしているのではないかとということと、それからどんな支援があるかということなんですが、町の支援策の1弾、2弾とか3弾とかいろんな形でされています。国は国、道は道、それから市町村はということで、この間、津別町に限らずいろんな市町村でさまざまな経済的な支

援策が報道されています。それぞれ自分たちの町とか地域に合った支援がなされているのかなというふうに思っているところです。

今回、この中では最初に給付金を出した 32 の宿泊業のとちょっとダブるかもしれませんが、飲食店をというところで、それぞれ担当課と商工会等が、おおよそ考えられるところで早目に支援をされて一息ついたところもあったのかなというふうに思いますけども、30 万円だと 5 月は大丈夫だけど 6 月はどうなのかということもあって、その効果については、なかなか計り知れないところがあるのですが、昨日もお聞きしていますと、中小企業というか、それ以外の業種のほとんどのところが今回打ち出す一律 10 万円、それから売り上げが減少しているところにはプラス 10 万円ということのお話があったかなと思います。それで、32 から漏れるところをどうしたらいいのかなと考えていました。商工会に行って該当する業種がどれぐらいあるのかと聞いたところ、大きな看板を出して商売をしているところとか、そうではなく、こじんまりという表現が妥当かどうかはわかりませんが、そういうのを含めると 180 近くあるというふうにおっしゃられました。津別町にそういう事業体が大小さまざまでそれだけあると、全部に行きわたるといのは非常に難しいのではないかなというふうに感じていました。それで私は、国はそういうところの線が引きづらいから国民全員に 10 万円というふうなことになったのかなというふうに感じていて、それは必要であったり、もっと必要な人にも一律というふうになってしまったのですが、今回のそれ以外の事業所に予定しているものがどれぐらいの件数で、ほぼ行きわたるといふうに昨日お聞きしましたけども、そういう状況であるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小泉政敏君） ただいまの質問にお答えします。この後の全員協議会で提案を予定しているのですが、今現在、考えられている業者さんについては、議員が言われた 180 と言われましたけども、今のところ 200 事業者を予定してございます。これをもとにしたものは、平成 28 年の経済センサス、統計、そちらの業者さんを参考にしながら、一応このぐらいだろうということで見込んでございます。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　経済センサスのところということで、ちょっとざっくり聞いたところ 200 までではなかったのですが、こういう機会ですので、漏れなくというのが妥当かどうかはわかりませんが、その時の事業所だと、それから増えたり減ったりということもあるかもしれませんので、できるだけ取りこぼしというかがないような形で、できるようにしていただければと思います。

ちょっと私は委員会が違ったものですから、次の介護保険、国民健康保険税だとか税の減免とか、あるいは猶予、それから水道料については聞きました。

実は、これを質問しようかなと思った時に、伝書鳩だったのですが、6月11日のだったのですが、国民健康保険料と介護保険、見出しは減免には申請が必要というふうなもので書いてありました。この時点では私はそういうふうになるのかということを知って、これは、なかなか周知されていない、これは北見市の話ですが、そんなふうに書かれていて、もっと宣伝しないと該当者が申請しないのではないかなというようなことで記事になっていました。ここは、保険料は市独自でもっているから、国の政策よりもさらにプラスアルファをするのかどうか、これは北見市の話ですが、今後、この各国民健康保険料だとか、あるいは介護保険料については、もちろん申請をしてということになるかと思いますが、現状では具体的なことは次の議案に載っているということで、そこで細かく話をされるということだったので、私のほうではざっくりというか、このような対象、それから要件で現状該当するところの数はカウントされているのではないかと思いますので、その辺のところをお答え願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　私のほうから、これは経済の伝書鳩で見られたということでありますけれども、これは国の政策としてやるものでありまして、それに基づいて、それを実践するには個々の市町村で税条例の改正が必要になってきますので、それを次の、この後の議案に提出させていただいて議決を得てから始めるということで、議決を得ない前にPRをするということにはなりませんので、その議決をいただいた上で進めることとしています。人数だとか、その他につきましては、事前にちょっとお話があればということでしたので、担当課長のほうから説明をしてもらいます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） 国民健康保険税と介護保険料、この項目にはありませんが後期高齢者医療保険料というの、また国民年金保険料というの、全て納めるものについては減免措置をとるということになっております。これは、やっぱり新型コロナウイルス感染症により収入が落ちる方たちに、それぞれ減免をするということで、世帯の主たる生計維持者が亡くなった場合、それとも重病な障害を負った場合には全額、また、それ以外に収入が落ちた方たちに対しては、その収入が落ちたというの、次回詳しく話しますが、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が昨年よりも収入が落ちた場合、30%以上落ちた場合に対して前年の所得と、この事業収入にかかった所得の比率、そしてそれによって減額割合がそれぞれの所得額によって決まっていますので、それを減額対象保険税額に率を掛けて減額額を出すというような計算になっております。

次の条例の説明資料にも詳しく載せておりますが、それぞれの昨年の所得に応じて全額か減額かというのを判定させていただくのに、それぞれの申告が必要になります。それは、こちらの管轄の税につきましては、7月号広報にも掲載して皆さんに周知をしていくつもりでございますし、ホームページにもそれぞれのことについてアップして、皆さんに周知を図ろうと考えております。

それで件数なんですけれども、国民健康保険税にしてみれば、今年の収入がどれだけ落ちているかというところもありますので、大分見込めないところがあります。おおよそ今回、次の補正予算でも提案させていただいているところですが、国保税につきましては、令和元年度分として32件ぐらいが対象かと。ただ、介護保険料につきましては、事業収入の減というところなので、ちょっとその数字はそこまで押さえきれませんので、昨年事業収入等の収入を出している世帯でのカウントをさせていただいております。今年度の減額も今後起きてきますので、数字が確定してきましたら9月等の議会で補正予算を計上させていただきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま継続中というか、これからのことで、現時点ではPRをされていないと、当然だと思いますけども、今、個人が国に持続化、

正式名称はわからないのですが、それが 30%以上売り上げが減少している人がそういう手続きをとっているのかなと思います。

ですから、これらのことは、何か介護保険料だとか納付書が行きますよね、今年度はこれぐらいになりますよという、その時に申請用紙をその中に入れてお知らせをするということになるのでしょうか。

あと、今、広報でお知らせをし、ネット、ホームページでもとなっていたのですが、非常に全部のことはわかりませんが、結構、この間の 10 万円の申請何かもなかなか、そんなに難しくないかなと思っていても、結構、申請は難しかったみたいなお話も若干聞いているところなので、これも申請ですから、本人がそういうふうに気付かなかつたらそのままになってしまうという可能性もあるのかなと思いますけども、自分が該当しているかどうかというのは、商売をやっているような人とか給料収入とかそういうものが減った人はすぐわかるんじゃないかと思うのですが、そういう人たちに漏れなく、該当する人に申請書を送付するという考えなんではないでしょうか。これを見て記入してまた送付するというようなことになっているみたいだったので、その辺はどういう手順で行おうとしているのか、差し支えなければお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） もう既に該当する保険料、税につきましては納付書を既に送らせていただきました。それで、申請の場合は申し出いただくか、問い合わせをいただくか、やはり今年の収入見込みというものを教えていただければいけないので、ある程度わかる書類の提出とかが必要ですので、それで昨年より減少しているということをもとにして減額いたしますので、また条例改正で来年の 3 月 31 日までに申請をしていただければ減額の対象で申請を受け付けることになっておりますので、そういうことも含めて、もう既に納付書とは一緒に同封しておりませんので、今後の中で広報等で PR していきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 前例がなくて、次々といろんな国の減免だとか計画が出されて、いっぱい来るので、受けるほうも申請するほうも結構大変なのか

などと思います。

あと、もう一つ役場が窓口になるところの相談というか、そういうところの体制が整えられるようお願いしたいと思います。電話で聞くということも、なかなか大変だと思いますけども、普段の業務とは別に、また新たな、そして聞き方もわからなく、文章を見た途端に電話というようなこともあるかもしれませんので、この期間中の窓口の対応の仕方には十分注意をしていただき、かかってきた方に不愉快というか、そんなことのないように、時々窓口対応に関してもいろいろなもの書かれていることがありますので、特に対応していただきたいし、できればその専用みたいのがあると回らないで、即いろんな疑問に答えられるようなことになっているのが一番ベターだと思いますけども、その辺のところ、相談体制は大きなところだと専用になって、かかりきりの係の人がいたりしてスムーズなのかなと思いますけども、これは全部ができていないとか、できているということではなくて、きっとそういう相談件数も増えてきている忙しい中でのやり取りになろうかと思っておりますので、特に注意をしていただければと思いますので、その辺のところをよろしくお願いしたいと思います。何か特別なこういうことをやって、こんなふうに対応しているというのがあれば教えていただき、なければ次の質問に移りたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） まだ、ほかの市町村では郵送のみの申請を受け付けるというところもございます。ただ、津別町では郵送のみということも難しいので窓口対応をしようと思っております。

それぞれの後期、国保、介護、その手続きがありますので、そこはやはり移動するしかないかな、介護保険でもちょっと微妙な率の違いとかがありますので、ただ、今回の収入が3割落ちたというのが事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入というふうになっておりますので、年金収入、雑所得の方は対象がありません。その方が、ほかに事業収入がある場合は対象となるかもしれないのですが、郵送のみだけではなく窓口で受けようと思っておりますが、専門のそれぞれの担当も含めて一緒にやるということは当町ではできませんので、ちょっと保健福祉課の中を移動していただく、ただ、添付しなければいけない書類につきましては、一部いただいた中で、各ところで

共有しようかなというふうな考えはもっております。

皆さんが悩まないような、対応に困らないような処理をしていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 給与所得等についてもということだったので、今すぐでなくて、最近、津別町でも休業するところがぽつぽつと出て、当初よりも出てきているのかなというふうに感じているところなので、期間もちよっと長いです。この何カ月の間どうこうということではなくて、来年の3月、この年度までということになっているので、考えながら申請されるのかなと思いますけども、今おっしゃられたようなことで対応をしていただければと思います。

次の大学生とか専門学校とか、そういうところで、これも文科省がすることとか、私立大学が助成をすることとかいろいろあります。今、本当に生活に困窮する人には、さらに10万円から20万円ということだったのですが、これは大学生の学費どころでなくて、テレビ等の報道で見たのですけども、今の大学生のどれぐらいの割合かわかりませんが、正確なところは、生活はほとんど仕送りじゃなくて大学に行っている学生が非常に多いということに今回コロナを通して感じたところです。学費は親が何とかするけども、それ以外の日々の生活はアルバイトで何とか生活をしているという人がほぼ飲食関係、そういうところだったというふうに、報道ですから一番大変なところを映し出しているのかもしれませんが、あまりにも何と言うか報道の回数も多かったように思うし、せっかくもう4年生になってきたのだけれども、学費は何とかなっても生活がどうにも立ち行かないというようなことを聞いて、何か津別町でも、どれぐらいの大学生とか専門学校生がいて、どういう状況であるかというのは非常に難しい、どうなんですかと直接聞くわけにもいかないし、非常に難しい問題であるかなというふうに思いましたけれども、あるところでは人口が少ないんだから、どここの誰は大学に行って、こういう状況だというのがわかるのではないかというような話もされて、うちも同じぐらいの規模だから、そうなのかなというふうに思ったところです。

町長の先ほどの答弁では、金銭的なことは、現状は考えていないけども、学生には

マスクと特産品に激励文を添えて送ろうと考えているところですよというなお話だったかと思います。もう既に、お米がとれるようなところでは、コシヒカリと何かを合わせて送って、そこに市長のメッセージを入れて、遠くの大学に行っている子どもたちに対しても、「あなたたちのことは忘れていませんよ」というか、「支援しますよ」というようなメッセージを添えて送ったというのを読みました。お金も大事ですけど、違うこういう衛生上のマスクもすごくうれしいと思いますし、そこに特産品なんかが入っていれば、なおさら遠くに離れて生活をしている学生には、非常にメンタルの面では非常に大きなものじゃないかと思います。お忙しいとは思いますが、そこに町長のメッセージ等が入っていると、やっぱりふるさとを思う心というか、大事にされているんだと、町民の一人として大事にされているんだというようなことを思うかどうかはそれぞれですけども、そういうことは何となく心が沈んでいるような状況下では非常に大きな意味をもつのではないかと思っていますので、ぜひマスクと特産品はどんなものかわかりませんが、それらと力強いメッセージがあれば、遠くで大変な思いで生活している子たちに大きな励みになるのではと思いますので、ぜひ、それは費用がかかることであれば議会ですということになりますけども、承認された場合には早急にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 学生への激励を込めて送るということで、内容的なことはマスク、町民の皆さんに配るマスクにも私のメッセージも入っているのですけれども、同じように2枚と、それから特産品、特産品は何にするかというのを議論をいろいろコロナの対策会議であったのですが、米の話も出てきたのですが、大体3,000円程度のものということで、今考えていますのは、津別セレクション、これに3,000円でいろいろ入っていますので、カレーライスだとかいろんなものが詰め合わせて入っていますので、それを添えて送ろうかという考えです。この後の全員協議会で内容の説明をさせていただくわけですけども、メッセージについては当然入ることになっております。それを添えて激励ですので、ただ物を送るというわけにもいきませんので、それは当初から考えておりますので、ぜひ学生時代を本当は謳歌するはずだったんだと思いますけれども、こういう事態になるというのは多分予想もしていなかった

かというふうに思いますけれども、環境に負けずに頑張っていたらいいということ
で、メッセージは添えさせていただく予定をしています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 大学生に向けては、ぜひ書かないで送るとい
うことはないだろうとは思っていましたが、特に受け取ってうれしかったと思え
るようなものになればいいかなと思います。

やはり親元、地元を離れて大学等に行っているときには、小包を送ってくるとい
うのは特別な思いが私もあって、うちは商売をしていたので必ず食べるものが入っ
ているので、何十年も前の話ですけども、ふるさとから送られてくるものはすごく心打
たれるものがあると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、教育長に対する質問のほうに移りたいと思います。

緊急事態宣言が解除され、学校はマスクを使用し、こまめな手洗いに努め机を離し
て3密を避けるというような対策をとりながら再開をされて、今現在ですと3週間ぐ
らいたったかなと思います。

休業中のことについて2、3お聞きしたいと思います。

小中学校ですけども、休業による、昨日も出ていたかと思えますけれども、最初の
ところは2週間が、その後また少し登校し、さらに1カ月以上にもなる休業になっ
てしまいました。その中で、これも今すぐ例えば学習面にどんな影響があったかとい
うのはなかなか測ることは難しいかと思えます。ですが学習面だとか体力面につい
ての現状での影響というか、それと北海道は学力テストと体力テストもあまり都道府
県のランクではあまり上のほうではないかと思えますので、その辺のところ、こ
ういう期間を過ごした子どもたちに対して、どのような対策を考えられているのか
お答え願いたいと思います。

二つ目には、小中学校が休業し、外出が自粛されました。子どもたちは結構言
われたとおり出ちゃいけないというふうに思っていますので、決まりを守る子が多
いかと思います。ですと、自宅にいる時間が非常に長く、心配されるスマホ依存
だとか、ゲーム依存だとか、そういうようなことに対して、登校してきてからど
のように子ども

たちに向けメッセージをしておられるのかということを知りたいと思います。

三つ目には、特に、今年の1年生なんですが、入学して2週間ぐらい学校に行ってすぐに休業となり、新しい生活環境になれるということもなく、それから友達や先生方との交流もないまま自宅で過ごすというふうになっておりました。そこでの不安だとかストレスだとか、それは個々に違うかと思いますが、現状、3週間たって登校したときに、それらのことが解消とまではいなくても、子どもたちはどういう状況で、昨日も元気に登校されているというようなお話も一部ありましたけれども、どんなふうにとらえておられるのかお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、新型コロナウイルス感染症による家庭や教育への影響について、はじめに、小中学校休業等による、子どもたちの学習や体力への影響と対策についてお答えいたします。

学習の影響に直結します授業時数の確保につきましては、実際の指導において子どもたちの負担加重にならないように十分に配慮しながら、長期休業の見直しを含む教育課程の再編成を行い、5月3週目からの分散登校を経て、6月1日から学校を再開いたしました。私も学校前の横断歩道で登校の様子を確認し、また校長や教頭からも子どもたちがうれしそうに元気に登校していると報告を受けております。

臨時休業期間中には、学習時間を決めて家庭での学習に取り組むよう指導するとともに教科書を活用しての予習・復習の家庭学習プリント等の配布を行い、学習の遅れに少しでも対応できるようにしてまいりました。しかしながら、臨時休業中の家庭学習への取り組み方には差があるのが現状です。ですから、子どもたち一人一人の理解の状況をきめ細かに把握しながら、安全で安心のできる学校生活の再開に取り組んでおります。今後の学習活動につきましては、感染症拡大防止を重視する現状から一斉的な指導が中心とならざるを得ませんが、夏に向けて熱中症対策にも十分配慮しながら、子どもたち一人一人がわかる喜びを味わえるように個に応じた指導の工夫を重ねてまいります。

また、臨時休業中は家庭での生活が中心であり、育ち盛りの子どもたちにとって運

動不足や健康保持が特に気になるところです。

学校生活の再開にあたり、体育や特別活動の授業において、運動が健康の保持・増進に大切であることを学習し、運動することへの自覚と意欲を高めることにすること。準備運動を十分に行いながら、子どもたちの体力低下がないかを観察するとともに、体を運動できる態勢にしてから運動を始めるように配慮すること。十分な運動量が確保できるように指導を工夫すること。小学校においては、特に休み時間は外や体育館で遊ぶよう、教職員も一緒に遊んだり運動するように努めているところであります。

次に、小中学校休業や外出自粛などによる、子どものスマホ依存やゲーム依存等の増加が指摘されているが、現状と対策についてのご質問にお答えいたします。

臨時休業期間中の子どもたちは、不要不急の外出の自粛要請により家庭内での生活が中心となりますから、テレビ番組やDVDを見たり、各種のゲームをしたり、動画共有サービスを利用したりする時間が長くなり、思いきり走り回るといった子ども本来の活動欲求が満たされず、結果的にストレスのたまる生活となっていたことを承知しております。

各学校では、こうしたストレスの解消のために、分散登校の実施段階から3密を避けながらも、子どもたち同士が心の触れ合いをしたり、体を動かしたりする活動や運動を工夫して取り入れております。また、学級担任だけではなく、養護教諭や学習支援員、教育相談員、管理職も発散できていない子どもたちの思いや声をできるだけ聞いて受け止めるように努めておりますし、学級指導や保健の授業において、ストレスについての学習を前倒しで取り上げ、ストレスについての知識やその解消の仕方について指導するなど、教育課程上の工夫を行っております。

今後、通常の学校生活や家庭生活に戻るにあたり、テレビやゲーム、インターネットや携帯電話などメディアに触れる時間はもちろん、メディアの使い方については家庭での約束をしっかりと確認して、十分な学習時間や睡眠時間を確保することができるよう、津別町PTA連合会とも連携して家庭での望ましい生活リズムの改善・定着に努めてまいりたいと考えております。

次に、小学校1年生の児童は、入学後2週間で休業となり、新しい環境になれる時間もなく、友達や先生との交流もない状況を迎え、不安やストレスを抱えているかと

思うが、現状と対策についてのご質問にお答えいたします。

本年度の津別小学校の入学式は4月6日、密接・密集状況を避けるために在校生141名や来賓の参加を見合わせましたが、保護者や教職員が見守る中、無事にとり行われました。2週目からは給食も開始し、本格的に学校生活が始まった矢先の4月20日から臨時休業となりました。家庭での生活が長期化したため、規則正しい学校生活の再開に馴染めず登校を渋りだす子どもがいるのではないかと、また、一般的に懸念されているような不安や攻撃性、甘えの感情が高まり不適應を起こす子どももいるのではないかと、学校では子どもたちの健康状況を念入りに観察し把握に努めておりますが、31名の1年生は皆元気に登校しているとの報告を受けて安堵しているところであります。

また、新型コロナウイルスとの戦いが長期化する中、感染や拡大リスクを可能な限り低減し、安全に学校教育を実施できるようにするためには、1年生から発達段階に応じた新型コロナウイルス感染症対策を想定した予防的な指導を行っていくことが重要と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 まず最初のところで、不足する分、学習量だとか体力については、徐々にこれからということであろうかと思っておりますので、十分、予測されることを考えながら進めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

このことに関しては、今までのところの答弁で理解をするところですので、次のところのお話をしたいと思っております。この期間中の家庭での過ごし方が、今2学期制ですので、後半の学期等に影響を及ぼすかなと思っておりますので、今一度、弊害があるように言われているスマホだとかゲーム依存、このことに対する指導と申しますか、そんなことを徹底していただければかなと思っておりますので、そのことで、後半に向けて学校としてというか教育委員会として子どもたちのそれらの依存に関わる問題についてどのように対応していこうと思われているのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 先ほどの答弁の中でも触れましたとおり、これは学校の指導も大切な部分ではありますが、家庭での約束事というのが非常に重要であります。家庭での約束事をしっかりと再確認をして、学校と家庭としっかりと手を携えて子どもたちの環境を整えていくことを再確認しながら進めていくのが肝要かなと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] スマホとかゲームとか、それに依存ということが問題になって、いろんな報道がされたり、いろんな取り組みがされているかなと思いますけども、さらに自由に、あまり自制しないで生活できるようなところに数カ月、子どもたちはどっぷり漬かっていたので、そこから少しずつ違った日常を取り戻すための工夫というか、それは子どもだけではなく、やっぱり家庭の力も大きいかなと思いますので、いろんなPTAの集まり等もほぼ中止になってきているので、その辺のところを後期に向けて考えていただければと思います。

それと、ちょっと時間の配分が合わなかったのですが、三つ目の小学校1年生に対して私がちょっと心配だなと思っていたことに関しては、何というか、こども園から大方1年生と区切りが違ったぐらいで、さほど子どもたちは新たなお友達がいっぱいいてとかそういうような状況ではないので、ないからなのか、さほど新しいものに対する不安だとかストレスを感じていないのかなと。大人が思うほど子どもは感じていないのかなと思いました、今の答弁で。それで、今違うふうに言うとストレス社会で何でもストレスになるという状況であるので、やっぱり児童数も決して多いとは言われないような状況でありますので、きめ細かな子どもたちへの対応を今後とも気を配り続けていってもらえればなと思います。

ギリギリですけども、何か全体通してあればお答え願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） ゲームばかりではなくて、学校再開、通常の生活に戻りつつある中で、社会教育の授業もできることから再開していく計画であります。課長補佐のほうから取り組み状況もとは思ったのですが、できることから子どもたちに自然の中での体験、いろんな体験活動を提供してまいりたいと考えております。

あと、この臨時休業中も児童館、放課後児童クラブですけれども、どうしても家庭で1人で留守番できない子どもに限って開放して、受け入れてまいりました。当然1年生は1人で留守番はできない、家族がいなければ留守番ができないわけですから、利用する子どもたちも多いときで10名弱の子どもたちが利用していたのが実態であります。そのような中で、こども園からの友達同士の付き合い、それから低学年が多いわけではありますけれども上級生との関わりの中で、いろいろな遊びをとおして、短い期間であっても成長した様子というものを確認することができました。

あと、合わせて今回、家庭の教育力の確かさというものについて感謝したいと思っております。というのは、やはり臨時休業中の家庭での生活、保護者や祖父母をはじめとした家族に面倒を見てもらう時間が長かったと思いますが、その中で家族のきずなの関りのおかげで、子どもたちは意欲をキープしたまま小学校生活を再開することができていますので、そういった意味で、本町の家庭教育の確かさを再確認させていただきまし、感謝しているところであります。

以上です。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎承認第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、令和2年度津別町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（森井研児君） ただいま上程となりました、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、5月19日に開催の全員協議会において協議させていただいたもので、専決

の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業の補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。

事業着手を早急に進めるものがあるため、6月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたものです。

郵送料と事務費を37万円ほど増額しまして、1億2,325万8,000円にて計画書を提出させていただき、うち実施済み事業を除く額にて今回補正予算を組ませていただいております。

補正予算の条文をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ9,804万8,000円を追加し、予算の総額を97億4,846万6,000円とするものであります。

第2項につきましては後ほど説明させていただきます。

資料の事項別明細書は歳出から説明いたしますので、5ページから6ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費の庁舎等維持管理経費は、感染症拡大防止対策の飛沫飛散防止のためのアクリルパーテーション購入費として29万7,000円の増額です。項2地域振興費、目2企画開発費の森の健康館管理業務は、感染症拡大の影響を大きく受けた指定管理者に対し、協定内容を基礎とし、固定費である光熱費見合い分の月額180万円を支援するもので、合計2,160万円の増額です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の社会福祉管理経費は、今後の感染症拡大に備え医療用防護服、災害用緊急エアテント、町民の皆さんなどに配布する布マスクの購入経費等で1,168万9,000円の増額です。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の児童手当等扶助費は、学校や事業所等の休業の影響を受けやすい児童扶養手当受給者に対し、生活の安定化のため1世帯当たり3万円を支給する経費として84万円の増額です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の地域医療維持助成事業は、発熱外来等のための設備整備に係る補助金として165万円の増額です。

款6農林業費、項1農業費、目3農業振興費のその他農業振興対策経費は、外食産

業の落ち込みにより消費の影響を受けている津別和牛について、地元の皆さんへの還元と消費拡大とPRをするため、販売補助をするもので50万円の増額です。

款7 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費の商工振興補助費等は、5月に引き続き町内消費を下支えするため、お買い物割引券を今後2回発行する経費、合わせて1,576万6,000円の負担金と、売上げが減少した町内製造業の事業者に対し、事業と雇用の継続を図るため、固定資産税相当額の支援を行う経費1,600万円、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者に対し、雇用の維持と労働力の確保を図るため従業員1人当たり1日700円の上乗せ支援を行う経費として補助金830万円、合計4,006万6,000円を増額するものです。

款9 消防費、項1 消防費、目2 災害対策費の防災対策経費は、今後の感染症拡大に備え、マスクや消毒液等の物資を備蓄するための経費として596万8,000円を増額です。

款10 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費の小学校施設管理経費は、学校の衛生環境の改善を図ることを目的とし空気清浄器を購入する経費として202万4,000円を増額です。目2 教育振興費の教材・備品等購入経費は、感染症や災害時等でも切れ目のない学習環境を提供するため、GIGAスクール構想事業の補助対象外となっている教職員等のICT機器を購入する経費として356万4,000円を増額と、要保護・準要保護世帯子育て支援事業は、9月期までの給食費免除の恩恵が届かない対象家庭に対し、給食費の免除相当額分の商品券を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図るもので50万円の増額です。項3 中学校費の合計592万5,000円を増額については、それぞれの事業とも小学校費の内容と同じものとなります。項4 社会教育費、目2 社会教育振興費の図書室経費は13ページ、14ページになりますけれども、感染症対策の書籍消毒用の除菌ボックスを購入する経費、31万7,000円を増額です。項5 保健体育費、目2 体育施設費の体育施設共通管理経費は、各種イベントや施設で使用できる非接触型体温計とサーモグラフィーの購入経費で310万8,000円を増額です。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページから4ページにお戻りください。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で6,282万2,000円を増額。

款 19 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金の前年度繰越金は、一般財源の不足分 3,522 万 6,000 円の増額です。

それでは、補正予算の条文にお戻り願います。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款、項区分ごとに整理したもので、補正総額については第 1 項の内容となるものです。

以上、承認第 8 号の内容について説明いたしましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 8 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 38 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 38 号につい

て説明させていただきます。

説明資料は1ページから5ページになります。1の改正理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が講じられたことを踏まえ、所要の整備を行うため条例の一部を改正するものです。

2の改正内容について、5ページになります。改正する法律の概要について、主な点についてのみ簡単に説明させていただきます。

1は、町税の徴収猶予制度の特例で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予することができる特例を設けるものです。

2の固定資産税については、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税について令和2年2月から10月までの3カ月間の売上高が前年の同じ期間と比べて30%以上、50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者はゼロとするものです。

なお、この届け出は令和3年1月31日までに税理士などの認定経営革新等支援機構等の認定を受けて町に申告をしたものに適用されるものになります。

もう一つ、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限が2年間延長されます。

三つ目は自動車税・軽自動車税環境性能割の1%分を軽減する特例措置について、令和2年9月30日までとされていた適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

ただいま説明いたしました内容について、1ページから2ページは第1条分、3ページから4ページは第2条分として新旧対照表としたものです。

議案書に戻っていただきたいと思います。

ただいま説明いたしました内容について、改正条文としたものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでありますが、第2条の規定は、令和3年1月1日からの施行となります。

以上、簡単ではありますが議案第38号の内容について説明申し上げましたので、原案にご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第39号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第39号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第39号の内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料6ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対

策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえまして、保険税の減免を行うためです。

改正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免の特例を規定いたします。

新旧対照表に記載のとおり、附則に項を追加し減免の特例を設け、令和2年2月1日から、令和3年3月31日までの納付期限の保険料減免を受ける場合に、減免申請を町長が指定する日、今のところは3月31日を進めたいと考えております。指定する日までとするものでございます。

ここで減免内容についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯については、減免対象世帯と減税額についてですが、この(1)にありますとおり、新型コロナウイルスにより主たる生計維持者、国保制度上は世帯主としております。そこが死亡または重篤な傷病を負った世帯につきましては全額免除、そして新型コロナウイルスの影響で世帯主の事業収入等のいずれかの収入の減少が10分の3以上であり、昨年の合計所得が1,000万円以下で、減少が見込まれる所得以外の所得の合計が400万円以下である世帯につきましては、下にあります表①、表②の割合によって減免額を算出するものでございます。これでいきますと、例といたしまして、主たる生計維持者、世帯主の昨年の所得が350万円とし、妻が50万円で合計所得が400万円、そして主たる生計維持者の所得が今年は3割以上減少が見込まれるということであれば減免対象となります。このときに事業収入等の一部が3割でも、ほかの収入が今年、昨年以上に増えて、昨年と収入を比べると減少していなければ減少の対象になりませんが、やはりほかも減少しているというところを考えまして、そういう世帯は軽減対象となります。そして世帯の保険料が42万円と計算しますと、この表①の式に当てはめると、保険料が42万円掛ける世帯主の減少が見込まれる収入が350万円とすると、すみません、さっき妻の収入は50万円と入れましたが、ゼロと考えて350万円とすると、そこが前年の所得が2人合わせて350万円とすると、これを掛けて割っていきますと42万円が対象保険税額になります。これに表②の割合で、ここは昨年の所得が400万円以下ですの

で、ここの表に見ます 10 分の 8 を掛けますと、減税額が 33 万 6,000 円となります。それで減額分の保険料は 42 万円という金額がうちのほうで通知をしておりますので、そこから 33 万 6,000 円を引きまして、この世帯の保険料額は 8 万 4,000 円とするものでございます。

それぞれの昨年の合計所得によって、もし 300 万円以下ですと全額になる場合もありますし、それぞれの額によって減額割合が決まっております。

そして、減免対象は先ほどもご説明しましたが、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの保険料になります。

あわせて今回の議会で過年度分の保険料の減免費用に係る補正予算を提出させていただいております。令和 2 年度の減額分につきましては、今後の状況の見込みが今のところわからないために、もう少し額の確定がついたところで、次回、議会で補正を提案させていただきたいと考えております。

そして、減免に対する費用につきましては、国から全額財政支援が調整交付金等でされる予定となっております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、ただいま説明申し上げました資料 6 ページの内容を改正条文とさせていただきます。

施行附則ですが、公布の日からとし、令和 2 年 2 月 1 日から適用するものでございます。

以上、議案第 39 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 39 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 40 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 40 号の内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料の 8 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、令和元年 5 月 31 日に情報通信技術の活用による行政手続き等による関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードの再発行手数料の規定を廃止するためでございます。

改正内容は、通知カードの廃止に伴い、個人番号を通知カード以外の手段で今後通知することとされ、通知カードの再発行の規定を削除するものです。ですが、現在お持ちの通知カードで、その記載事項等の変更がない場合は、マイナンバーを証明する書類としての利用が経過措置付きでまだ使用できることになっております。

新旧対照表をご覧ください。別表第 1 号の再交付手数料の削除に伴い、第 2 号のみとなることで、この形に改正するものでございます。

それでは議案書に戻っていただきまして、ただいまご説明した内容を改正条文としたものでございます。

施行附則は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第 40 号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 41 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 41 号の内容の説明を申し上げます。

説明資料の 9 ページをご覧ください。

条例改正の理由は、議案第 39 号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例と同様に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除を行うとされたことを踏まえて、保険料の減免等を行うためでございます。改正内容につきま

しても、同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る保険料の減免等の特例を規定するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

附則に第7条を追加して、徴収猶予期間を6カ月から1年以内に拡大し、第2項で減免申請書の提出期限の緩和をいたします。

減免内容についてご説明いたしますので、資料の10ページをご覧ください。減免対象者と減免額でございますけれども、新型コロナウイルスの影響で、世帯の主たる生計維持者の収入合計に減少が見られることが前提ですが、事業収入などのいずれかが前年の3割以上の減少、その世帯の所得の合計が400万円以下であれば世帯の1号被保険者全員の介護保険料が減免対象となります。減額免除の割合は、表②のとおりで、主たる生計維持者の前年所得が200万円以下で全額免除、超えている場合は8割減額になります。

減免対象期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているものとなります。国民健康保険同様に、今回、過年度分の保険料の減免費用に係る補正予算を提出させていただいております。令和2年度の減額分につきましては、額の見込みがつき次第補正をお願いいたします。費用は国からの全額財政支援となります。

議案書に戻っていただきまして、ただいまご説明いたしました資料9ページの内容を改正条文としたものでございます。

施行附則ですが、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものであります。

以上、議案第41号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、議案第42号 津別町堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐(迫田 久君) ただいま上程となりました、議案第42号について説明申し上げます。

制定の理由につきましては、津別町堆肥製造施設は津別町の安定的な農業経営の継続的發展を目指し、有機物質資材を有効活用し環境と調和のとれた土づくりを目指し、安全な農作物生産を計り、もって地域活性化に資することを目的とし、平成13年に整備され、同年9月に設置条例を施行しております。

同施設は、現在、津別町農業協同組合が指定管理者となり粉碎バークと堆肥を製造しておりますが、近年のバイオマスエネルギー発電等の開発により粉碎バークの原料が高騰したことにより、製造原価が販売単価を上回る状況にあります。今後も粉碎バークの原料単価の高騰が続くことから、単価の一部改正を行うものであります。

説明資料11ページをご覧ください。改正の理由につきましては、前段申し上げたとおりですが、粉碎バークの原料が高騰したためであります。

改正内容をご説明申し上げます。別表第5条関係、粉碎バーク単価についての区分、堆肥センター積込渡し単価、ただし敷料後堆肥センターへ搬入されるバークを1,000

円から 2,500 円、堆肥センター積込渡し単価、ただし敷料後堆肥センターへ搬入されないパークを 1,400 円から 2,900 円に改めるものであります。

附則といたしましては、周知期間を考慮し令和 2 年 9 月 1 日から施行することとしております。

議案の本文にお戻りください。本文につきましては、ただいま説明の内容を条文化したものでございます。

附則といたしましては、施行期日を令和 2 年 9 月 1 日からと規定をしております。

以上、議案第 42 号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 今回の改正につきまして、単価については大幅に上がるということで今説明がございましたけども、ここの施設は町のほうで指定管理でそれぞれやっただいていてと思います。今回の値上げによって酪農家及び畜産家については、昨今のコロナウイルスの影響で収入がかなり落ちていると聞いております。これを値上げして、酪農家及び畜産家の業界について大変苦慮するのではないかと推察されますけれども、そのあたりについて、どういうふうを考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（迫田 久君） 今のご質問についてお答えいたします。

現在、この今回の値上げの部分につきましては、指定管理を受けている J A のほうからの要請もありまして、中身を協議して今回の単価とさせていただいております。

この条例の改定内容につきまして J A と協議をした結果、今議員がご指摘のとおり、今回のコロナの影響により畜産業全体につきましては、かなりの影響があるというところは申し出があるところでございます。

同条例におきまして、指定管理者は町長の許可を得て単価を減額することができる規定がございますので、農協につきましては、この条例によって定められた単価については、その条例改正後適用を受けたときの情勢をかんがみ、パークの販売単価につ

いては減額する意向だということは確認しております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 指定管理でそれぞれ独自に経営をしておりますけども、この状況の中で施行日は9月1日からというふうになっておりますけども、この施行日を今こういう状況にあるので先延ばしできないのかどうかお伺いしたいのと、指定管理者は多分、町の企業の受け入れをして収入を得てきて、それが別なほうに回るというのか、その収入がなくなるのでこちらのほう、バークの単価も上がっているように聞いておりますけれども、それあたりの絡みも町で支援する策というのは今後考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（迫田 久君） 今の議員からのご質問につきましてお答えしたいと思います。

同施設は津別町農業協同組合が指定管理を受けておまして、毎年、指定管理の関係で津別町堆肥製造施設に関する事業報告書をいただいております。そういった中でいきますと、令和元年度の収支報告につきましては、33万円ほどの黒字というふうに報告を受けております。しかし、その前の年につきましては決算額といたしまして1,900万円ほどの黒字が出ていた施設でございます。こういった中でいきますと、この堆肥センターの中ではバークと堆肥を製造している施設でございますが、あわせて津別町における下水道汚泥や町内の下水道汚泥を引き受けながら経済活動をしてまいりました。そういったところでいきますと、それらを指定管理者がみずからの経済活動の中でこのバークの値上がりについては消化してきたり、企業内努力でやってきているというところがございますけれども、農協と協議をした結果、それらのほかのものの副産物の入りが減少してきたので、今回の値上げについて町のほうで提案していただきたいという意向がございました。

とは言いながらも、先ほど議員のご指摘があったとおり、畜産業については冷え込んでいるという状況の中から、バークの値上がりについては9月1日を施行日として、その後、その状況を見ながらバークを指定管理者独自が値下げをするというところがございます。今のところ町のほうとしましては、それらの購入物に対しての支援措置

というものは考えていません。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 苦しい畜産酪農家については、町のほうも把握していると思いますが、今のお答えでは、今後の支援策については考えていないというお答えですけれども、直接、酪農家、畜産家にお聞きしたところ非常に厳しいというお話を受けております。町としても今後どういう動きになるか、この経済状況が好転するかしないか、ある程度把握していると思いますが、好転するまでは相当時間がかかるのではないかと思います。町として独自にそれあたりについて支援を考えるべきではないかなと思いますが、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小泉政敏君） 今、畜産、酪農もそうですけれども大変厳しい経営環境というのは十分言われているところであります。施行日につきましては、一応9月1日ということにしたいのですけれども、指定管理者である農協と十分に協議を重ねて、ある程度もとの額というか改正前の価格で、極力影響のないような形で、どこまでも耐えられるというか、農協のほうも経営がありますので、そこの部分はずっとという話にはなりませんけれども、なるべく影響の出ないような価格帯でやっていただきたいということは申し入れをして協議をしていきたいと考えてございます。

また支援策についてですけれども、例えば森林環境譲与税というものもございます。木に関わるものでございますので、そこに活用ができるのかどうかというのも検討しながら、そういう支援策もあるかなということで考えていきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 42 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 43 号 津別町市街地総合再生基本計画策定委員会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第 43 号についてご説明いたします。

廃止理由につきましては、津別町市街地総合再生基本計画策定委員会設置条例の第 5 条に規定する委員会の任期が計画の策定をもって満了となるとされており、本年 4 月をもって計画策定の行程が一通り完了したところであり、委員会の役割を終えたということで、今回条例を廃止しようとするものであります。

なお附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、説明いたしましたので、条例廃止についてご承認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 43 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 44 号 契約の締結について、下水道管理センター受変電設備更新工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 44 号について説明させていただきます。

下水道管理センター受変電設備更新工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の内容は、工事の名称、下水道管理センター受変電設備更新工事。工事の場所、津別町字達美下水道管理センターです。契約の方法、指名競争入札。契約金額 9,273 万円（うち消費税及び地方消費税額 843 万円）。契約の相手先は道富士・共立特定建設工事共同企業体で、次のページになります。この代表者は、札幌市中央区大通東 7 丁目 12 番 9 号、北海道富士電機株式会社 取締役社長佐藤友則、構成員は、網走郡津別町字豊永 51 番地 12、株式会社共立電気 代表取締役中山貴美夫となります。

資料 12 ページ中段をご覧ください。工期は契約の日から令和 3 年 3 月 10 日。工事内容は引込受電盤更新 1 面、変圧器盤更新 1 面、低圧主幹盤更新 2 面、接地端子盤更新 1 面、無停電電源装置更新 1 面、既設シーケンサ盤機能増設 1 式、既設 LCD 監視装置機能増設 1 式となっております。

資料 13 ページは既設の構成図であります、このうち赤い線で記しましたところに

つきまして 14 ページのように更新機能増設を図るのが本工事の内容です。

以上、議案第 44 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 44 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 58 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 45 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 45 号 財産の取得について、移動式書架備品を議題とします。

佐藤議員は地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(佐藤議員～退場)

○議長（鹿中順一君） 内容の説明を求めます。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（宮脇史行君） ただいま上程となりました、議案第 45 号について内容をご説明申し上げます。

本件については、新庁舎用の移動式書架の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称としましては、移動式書架備品、数量は 1 式。納入場所は津別町字幸町。契約方法につきましては指名競争入札、取得金額 1,010 万 4,600 円（うち消費税及び地方消費税額 91 万 8,600 円）取得の相手先ですが、津別町本町の株式会社佐藤商行 代表取締役佐藤久哉。

説明資料の 15 ページをご覧ください。移動式書架の仕様・内容については記載のとおりとなっております。納入場所は新庁舎の 2 階書庫、納入期限については令和 3 年 3 月 24 日となっております。

以上、内容を説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） この関係についてお伺いをしたいと思います。

地方自治法 92 条の 2 で、いわゆる兼業の禁止という条項がありますが、その条文によりますと、本条の請負は広く業務となされる経済的または営利的な取引契約を含むというふうに条文に書いてございますけども、今回の部分については、ここに抵触しないという判断で町のほうで発注されていると思いますが、これあたりについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） この件については、抵触しないものと判断して進めております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 法でこういうふうにならされているのですが、今回のこういう形の契約については、これに抵触しないという部分について説明を再度お願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1時 5分

再開 午後 1時 5分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 92条の2の関係につきましては、請負契約に該当するものであって、財産の取得については該当しないということですので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

佐藤議員の入場を求めます。

(佐藤議員～入場)

◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 46 号 令和 2 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 46 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、人事異動等に伴う給与費の精査を各科目で行い、一般会計では職員 1 名分増で、全科目合計で 936 万 8,000 円の減額となります。特別会計では 1 名分増で、全会計の合計では 47 万 5,000 円の減額となります。給与費につきましては以上で説明を割愛させていただきます。

また今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種イベント等の中止や各種会議、研修等の中止などによる事業費の精査を行っております。

給与費特別会計繰出金以外で減額となっているものは、新型コロナウイルス関連により減額となるものであります。

民生費では、つべつ福祉体験セミナー、商工費の観光イベント補助費等の観光協会事業費中のクリンソウまつりと夏まつり分、教育費の津別高校海外研修事業と二水郷中学生交流、船橋市、南アルプス市青少年交流事業が主なもので、合計約 2,100 万円の減額となっております。

一般財源ベースで見ますと 1,300 万円ほどの減額となっております。

新型コロナウイルスの影響による減額補正は以上で説明を割愛させていただきます。

それでは、補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 5,244 万円を追加し、補正後の予算総額を 98 億 90 万 6,000 円とするものです。

第 2 項及び第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので、11 ページから 12 ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財政管理費の公共施設等整備基金積立金は、繰りかえ運用による積立て利息の増で 16 万 3,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費のふるさとつべつ応援基金積立金は、予算流用による流用元補填で 3 万 3,000 円の増額です。

款 3 民生費は、21 ページから 22 ページになります。項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の心身障害者等扶助経費は、行旅死亡人の対応のための費用が生じ予算流用にて対応したため、流用元補填で 36 万 3,000 円の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金は 23 ページから 24 ページになりますが、人件費分 18 万 9,000 円の減。介護保険事業特別会計繰出金は、人件費 1 名分の増と、新型コロナウイルス対策事業の増で 959 万 6,000 円の増額、プレミアム付商品券事業は、昨年度実施分の実績確定による還付金で 44 万 2,000 円の増額です。目 4 国民年金費の国民年金事務経費は、年金生活者支援給付金のシステム改修費で 7 万 7,000 円の増額です。目 5 老人福祉費の介護サービス支援事業は、いちいの園に対する設備修繕等の補助で 99 万 4,000 円の増額です。目 7 交通安全推進費の交通安全施設整備事業は 25 ページから 26 ページになります。岩富の点滅式信号機が経年劣化等により撤去されることから、別の安全対策工事のため 60 万円の増額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は、27 ページから 28 ページをお開きください。目 3 環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は、個別排水事業の増により 52 万円の増額。簡易水道事業特別会計繰出金は、人件費分の増で 4,000 円の増額です。

款 6 農林業費、項 1 農業費は 31 ページから 32 ページになります。目 3 農業振興費のその他農業振興対策経費は、農業生産法人経営推進事業補助金で、1 法人設立分の 100 万円の増額です。鳥獣被害防止総合対策事業は、事業実施計画の承認による緊急捕獲活動支援事業の内示により 275 万円の増額です。畑作構造転換事業は、天災、風害軽減技術の導入と豆類の省力栽培、馬鈴しょ病虫害抵抗性品種導入によるトンネル補助事業で 3,747 万 9,000 円の増額です。目 4 振興事業費の国営農地再編整備事業推進事業は、33 ページから 34 ページにわたりますが、会計年度任用職員の手当等の更正と

組みかえで1万5,000円の増額です。農業水路等長寿命化・防災減災事業は、事業費の増により300万円の増額です。項2林業費は35ページから36ページになりますが、目2林業振興費の森林環境譲与税活用事業は、実施事業の決定により2,409万7,000円の増額です。

41ページから42ページになります。款9消防費、項1消防費、目2災害対策費の防災対策経費は、新型コロナウイルス対策でのマスク購入等を予算流用にて行ったための流用元補填の増額です。

款10教育費の増額事業も消防費同様に新型コロナウイルス感染症拡大対策でのマスク購入等を予算流用にて行ったための流用元補填によるものです。

歳出については以上になります。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、道路ストック総点検事業の町道350号線舗装補修工事分の国庫補助の内示により368万3,000円の減額です。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金の行旅病人及行旅死亡人取扱負担金は歳出でご説明したとおり、行旅死亡人の取り扱いがありましたので31万2,000円の増額です。項2道補助金、目4農林業費道補助金の鳥獣被害防止総合対策事業で400万円の増額。畑作構造転換事業は、歳出と同額の3,747万9,000円の増額。農業水路等長寿命化・防災減災事業は、事業費の増による165万円の増額です。

款16財産収入、項1財産運用収入、目4財産貸付収入の建物等貸付料は、新型コロナウイルス対策におけるレストハウス貸し付け料の免除で66万円の減額です。目2利子及配当金は、繰りかえ運用による公共施設等整備基金利子収入で16万3,000円、地域振興基金利子収入で3万3,000円の増額です。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の地域振興基金繰入金は、交流事業である津別高校振興対策事業の海外研修の中止により355万円の減額です。ふるさとつべつ応援基金繰入金は、二水郷中学生交流と船橋市、南アルプス市青少年交流の中止により、それぞれ170万円と300万円、合計470万円の減額です。森林環境譲与税基金繰入金は、同基金活用事業の決定により2,409万7,000円の増額です。

款 19 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金の前年度繰越金は、一般財源不足分の 116 万 8,000 円の増額です。

5 ページから 6 ページになります。款 20 諸収入、項 5 雑入、目 4 給食事業収入の小学校給食費と中学校給食費は、新型コロナウイルス対策における 5 月から 9 月納付分までの納付額免除による減額です。目 6 雑入の相生総合交流ターミナル納付金と体験交流施設納付金についても、新型コロナウイルス対策における指定管理者の納付金の免除による減額になります。その他としまして行旅死亡人車両売却等による 5 万 1,000 円の増額があります。

款 21 町債、項 1 町債、目 3 農林業債の東岡地区農業水路等長寿命化事業で 130 万円の増額。目 4 土木債の町道 350 号線舗装補修事業で 370 万円の増額です。

それでは補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款、項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第 2 条は地方債補正で、2 枚ほどおめくりいただきまして、第 2 表のとおり東岡地区農業水路等長寿命化事業と町道 350 号線舗装補修事業について限度額の変更をするもので、起債総額は 35 億 5,070 万円となるものであります。

以上、議案第 46 号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「ない」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 46 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 47 号 令和 2 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第 47 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、人事異動等に伴う給与費の精査、国保税条例改正により新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合で、労務に服することができない期間についての傷病手当金の支給と、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少する世帯への保険税の減免による過年度還付金の追加で補正予算を組ませていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 231 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 7 億 5,101 万 1,000 円とするものでございます。

第 2 項につきましては後ほど説明させていただきます。事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。今回の補正は、先ほど申し上げましたとおり給与費で 4 月 1 日付の人事異動による職員の配置や、扶養状況等に基づき増減の精査をしております。

款 1、項 1、目 1 一般管理費の給与費で 18 万 9,000 円の減額でございます。

新たに款 2、項 1、目 7 としまして傷病手当金を設定させていただき、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合で労務に服することができず、給与の支払いを受けることができない期間の臨時的支援措置としての傷病手当金といたし

まして、人数的にはなかなか見込みができませんので、1カ月分の休業分を12万円として10人で計算させていただき、120万円の予算計上といたしました。

7ページ、8ページですが款9、項1、目1一般被保険者保険税還付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の収入が減少する世帯について、国民健康保険税が減額されるため、令和元年度分の保険税還付といたしまして130万円の増額でございます。

続きまして歳入の説明をいたしますので3ページ、4ページにお戻りください。款2、項1、目1保険給付費等交付金は、傷病手当金と新型コロナウイルス感染症による保険税減額分、それぞれ歳出の額と同額で合わせて250万円の増額です。

款4、項1、目1一般会計繰入金は人件費分として18万9,000円の減額です。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいまご説明しました補正額を次ページの第1表で款、項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 48 号 令和 2 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 48 号についてご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では人事異動に係る人件費の増額及び介護予防広報事業の実施、介護保険料の過年度還付に伴う補正であり、歳入では、これらに伴う国庫補助金、一般会計繰入金が増額の補正であります。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,512 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 4,432 万 8,000 円とするものです。

第 2 項は後ほどご説明いたします。それでは歳出のほうからご説明申し上げます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費の目 1 一般管理費では、異動による給与費の補正で全体で 938 万 9,000 円の増額です。

5 ページ下段から 7 ページ、8 ページの款 3 地域支援事業費の目 1 一般介護予防事業費は、新型コロナウイルスによって介護予防のための通いの場が活動自粛となりましたので、高齢者の健康管理や心身の機能維持を図ることを目的に、介護予防広報支援事業を実施しております。一般介護予防事業費から予算流用して実施してございましたので、その分の補填を含めました補正として 62 万円の増額です。

款 5 諸支出金の目 1 第 1 号被保険者保険料還付金は、条例改正でご説明いたしましたが、減免申請に係る過年度還付金の補正で 511 万 9,000 円の増額です。

続いて歳入になります。3 ページ、4 ページにお戻りください。ただいまご説明いたしました歳出に係る国庫補助金、一般会計繰入金の補正で、合わせまして 1,512 万 8,000 円の増額です。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次ページ第 1 表で款、項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 48 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 49 号 令和 2 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 49 号について説明させていただきます。

主な補正の内容は国庫補助であります社会資本整備総合交付金を利用して下水道管理センターの耐震補強の実施設計を実施するための補正と、個別排水処理施設の設置基数を 2 基分追加するものです。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 2,702 万円を追加し、予算総額を 5 億 5,722 万円とするものです。

補正内容につきまして歳出から説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお

開きください。款 2 特環下水道費、項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費につきましては、管渠等施設整備事業（補助）の委託料、実施測量設計業務について下水道管理センターの耐震補強実施設計をするために 1,660 万円を増額するものでございます。

款 3 個別排水費、項 2 個別排水整備費、目 1 個別排水整備費については、個別排水整備事業で当初 3 基を設置する予算となっておりましたが、既に 3 件の申請があり、設置規模も当初の予定より大きかったことにあわせ、今後の追加事業に対応できるよう委託料で 94 万 7,000 円、工事請負費で 947 万 3,000 円を増額するものでございます。

3 ページ、4 ページをお開きください。歳入につきましては、先ほど説明させていただきました浄化槽設置基数の増額にあわせ、款 1 分担金及負担金、項 1 分担金、目 2 個別排水受益者分担金を 20 万円増額。

下水道管理センターの耐震補強実施設計に係る財源として款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 下水道費国庫補助金を 830 万円増額。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金を 52 万円の増額。

款 7 町債、項 1 町債、目 1 特環下水道債では 830 万円増額、同じく目 2 個別排水事業債では 970 万円増額するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、説明させていただきましたものを、それぞれ款、項の区分に整理したものであります。

第 2 条につきましては、第 2 表地方債補正のとおり地方債の変更を整備したものであります。

以上、議案第 49 号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 50 号 令和 2 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 50 号について説明させていただきます。補正の理由といたしましては、人事異動による人件費の変更となります。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出における収入の営業外収益を 4,000 円追加して 1 億 8,136 万 1,000 円とし、支出の水道事業費用から 30 万 7,000 円減額し、2 億 1,742 万 5,000 円とするものであります。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部につきましては、水道事業費用、営業費用、総係費において、給料、手当、法定福利費及び負担金について精査を行い、30 万 7,000 円を減額するものであります。

収入の部につきましては、一般会計からの繰り入れの対象となる職員の法定福利費に相当する分として 4,000 円の追加です。

3 ページはキャッシュ・フロー計算書となります。今回の補正で当年度純利益が 31 万 1,000 円増額となりました。それ以外の部分につきましては変更がありませんので、最下段の資金期末残高につきましても同額の増加となり、3 億 9,673 万 3,000 円となります。

4 ページから 6 ページは貸借対照表です。今回の補正により 4 ページ下から 6 行目の現金預金、6 ページ中ほどにあります当年度純利益は、それぞれ 31 万 1,000 円ずつ増加しております。

条文にお戻りいただきまして第 3 条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費として職員給与費を 30 万 7,000 円減額し、2,276 万 2,000 円とするものであります。

第 4 条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金を職員給与費に充てるものとして 4,000 円を追加するものであります。

以上、議案第 50 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、発議第 4 号 津別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）　〔登壇〕　津別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、ただいま上程となりました発議第4号について内容の説明を申し上げます。

津別町議会会議規則は、当議会での会議運営に関して必要な事項を定めているもので、一般質問における一問一答方式については、平成23年12月定例会から試行として実施してまいりましたが、本格実施とするため、会議規則の一部を改正しようとするものであります。

それでは、発議第4号の資料の新旧対照表により内容の説明を申し上げます。改正内容は、施行前の「一括質問・一括答弁方式」を「一問一答方式」に改めるため、第61条に第5項及び第6項を追加することとし、第5項では、町長等が一般質問において質問者である議員に対し議長の許可を得て反問することができることとしたものです。

第6項では、質問は一問一答方式とし、回数に制限なく答弁を含め1議員1時間以内とし、前項の反問が行われた場合は1時間30分以内とするものです。

また、第63条の準用規定については、質疑の回数の制限はなくなることから、質問から一般質問を除くこととするものです。

議案のほうをご覧いただきたいと思います。

ただいま新旧対照表で説明した内容について条文化したものであります。

附則といたしまして、施行期日について、この規定は公布の日から施行しようとするものです。

以上、発議第4号につきまして内容の説明をいたしましたので、ご審議の上、賛成いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

討論を省略し、これより発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、意見書案1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、一部読み上げて提案をさせていただきます。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業育成産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特別措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう下記の3項目について衆議院議長、参議院議長、ほか9大臣に提出するものであります。

以上、提案いたしますので、皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] ただいま上程となりました、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、前段を読み上げて提案いたしますので、よろしく願いいたします。

今、地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保、森林環境政策の推進など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められている。しかし、現実に公共サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、公共施設の老朽化対策、また新たに発生している感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面している。

しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に記以下5項目について実現を求めるものがあります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出先については下記に書いてあるとおりですので、よろしく賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長(鹿中順一君) 日程第21、意見書案第3号 令和2年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番(村田政義君) [登壇] ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、意見書案第3号 令和2年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、一部読みあげて提案をさせていただきます。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することはできない。

経済財政運営と改革の基本方針2019において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」としている。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を6年連続で表記している。

最低賃金が上がらなければ、多くの方の生活は一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費への影響や、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねないことから、下記3項目の内容について、地方自治法第99条の規定により意見書を厚生労働省北海道労働局へ提出するものであります。

以上、提案しますので、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 意見書案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、意見書案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 意見書案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書であります。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付き採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっております。

生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償化制度」への所得制限、「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから、有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と較差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況になっております。

これらのことから、国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実などを要請します。

以下、記載のとおりであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を内閣総理大臣以下、記載のとおりあてに提出いたしたいと思っております。

ご賛同方よろしく願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第2号 繰越明許費の繰越しについて、津別町一般会計を議題とします。

町長から、令和元年度津別町一般会計予算に関わる繰越明許費の繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、報告第3号 事故繰越しの繰越しについて、津別町一般会計を議題とします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時54分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、令和元年度津別町一般会計予算に関わる事故繰越しの繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第25、報告第4号 津別町簡易水道事業特別会計予算の繰越しについてを議題とします。

町長から、令和元年度津別町簡易水道事業特別会計予算に係る繰越計算書について、別紙計算書のとおり提出があったので、地方公営企業法第26条第3項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、報告第5号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時57分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第27、報告第6号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社津別町振興公社の令和元事業年度事業報告及び決算、令和2事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係

書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第28、報告第7号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社相生振興公社の令和元事業年度事業報告及び決算、令和2事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第29、報告第8号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から令和元年度1月分、2月分、3月分、4月分、令和2年度4月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これで令和2年第4回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時00分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員